

参考資料

平成 31 年第 1 回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

議案第 11 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 12 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 13 号 堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 14 号 堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 15 号 堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 16 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第 17 号 堺市公園条例の一部を改正する条例	13
議案第 19 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	17
議案第 20 号 堺市立舳松職能訓練センター条例の一部を改正する条例	19
議案第 21 号 堺市保健所運営協議会条例の一部を改正する条例	21
議案第 22 号 堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23

議案第 23 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	25
議案第 24 号 堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例	31
議案第 25 号 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第 26 号 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 27 号 堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例	43
議案第 28 号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	55
(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)	
議案第 45 号 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	57
議案第 46 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	59

<議案第 11 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例>

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
20 市長	堺市身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費に関する事務であって規則で定めるもの		20 市長	堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
21 市長	堺市身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	21 市長	堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
			(略)		
			77 市長	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）による年金	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報その他の特定個人

	生活者支援給付金の支給に 関する事務であって規則で 定めるもの	情報であって規則で定め るもの
--	---------------------------------------	--------------------

<議案第 12 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 18 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（時間外勤務等） 第 7 条 （略） <u>（新設）</u> （宿日直勤務） 第 7 条の 3 任命権者は、職員に対し、<u>第 7 条</u>に規定する勤務のほか、第 2 条に規定する勤務時間以外の時間又は週休日、休日若しくは代休日において、宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。 （育児又は介護を行う職員の時間外勤務等及び深夜勤務の制限） 第 7 条の 4 任命権者は、3 歳に満たない子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この条に	（時間外勤務等） 第 7 条 （略） <u>2 前項及び第 7 条の 5 に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u> （宿日直勤務） 第 7 条の 3 任命権者は、職員に対し、<u>第 7 条第 1 項</u>に規定する勤務のほか、第 2 条に規定する勤務時間以外の時間又は週休日、休日若しくは代休日において、宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。 （育児又は介護を行う職員の時間外勤務等及び深夜勤務の制限） 第 7 条の 4 任命権者は、3 歳に満たない子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この条に

において同じ。)のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校又は義務教育学校の前期課程への就学(以下この条において「小学校等就学」という。)の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

3～5 (略)

(教育職員に係る時間外勤務等の特例)

第7条の5 教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)に勤務する職員のうち学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員(学校職員給与条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員を除く。)に対し、第7条の規定により時間外勤務等を命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1)～(4) (略)

において同じ。)のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校又は義務教育学校の前期課程への就学(以下この条において「小学校等就学」という。)の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

3～5 (略)

(教育職員に係る時間外勤務等の特例)

第7条の5 教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)に勤務する職員のうち学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員(学校職員給与条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員を除く。)に対し、第7条第1項の規定により時間外勤務等を命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1)～(4) (略)

<議案第 13 号 堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第7（第17条関係）			別表第7（第17条関係）		
（単位 円）			（単位 円）		
自転車等の使用距離（片道）	支給月額		自転車等の使用距離（片道）	支給月額	
	通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員	その他の職員		通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員	その他の職員
2キロメートル未満	2,700	0	2キロメートル未満	2,700	0
2キロメートル以上5キロメートル未満	4,200	3,000	2キロメートル以上5キロメートル未満	4,200	2,000
5キロメートル以上10キロメートル未満	6,300	5,100	5キロメートル以上10キロメートル未満	6,300	4,200
10キロメートル以上15キロメートル未満	8,700	7,500	10キロメートル以上15キロメートル未満	8,700	7,100
(略)			(略)		
			備考 通勤のため自転車を使用することを常例とする職員（その自転車の使用距離等を踏まえ規則で定める職員をいう。）については、この表に定める額に1,000円（その職員の住居が本市の区域内にある場合については、2,000円）を加算した額を支給月額とする。		

<議案第 14 号 堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）新旧対照表 （第1条関係）

現行	改正後（案）
（旅費の特例） 第25条 （略） <u>（新設）</u>	（旅費の特例） 第25条 （略） <u>2 風水害その他非常災害を原因とする規則で定めるやむを得ない事由により、職員（堺市職員の給与に関する条例第17条第2項に規定する通勤をすることが著しく困難であると認められる職員以外の職員であって、交通機関又は有料の道路を利用せず、かつ、自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）が、常例として通勤している経路と異なる経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該職員に対し、旅費を支給することができる。</u>

堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
（費用弁償） 第4条（略） 2（略） <u>（新設）</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、非常勤職員が職務を行うために要した費用は、規則で定めるところにより、これを弁償することができる。</u>	（費用弁償） 第4条（略） 2（略） <u>3 第1項に定めるもののほか、風水害その他非常災害を原因とする規則で定めるやむを得ない事由により、非常勤職員（規則で定めるものを除く。）が、常例として通勤している経路と異なる経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該非常勤職員に対し、その旅行に要した費用を費用弁償として支給することができる。</u> <u>4 前3項に定めるもののほか、非常勤職員が職務を行うために要した費用は、規則で定めるところにより、これを弁償することができる。</u>

＜議案第 15 号 堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表 （第1条関係）

現行	改正後（案）
附 則 1～9 （略） <u>（新設）</u>	附 則 1～9 （略） <u>（上下水道事業管理者に係る特例）</u> <u>10 平成31年3月31日に上下水道事業管理者の職にある者について、第18条の規定は適用しない。</u>

市長等の退職手当の特例に関する条例（平成29年条例第51号）新旧対照表 （第2条関係）

現行	改正後（案）
<u>（新設）</u>	<u>（上下水道事業管理者の退職手当の特例）</u> <u>第3条 市長の現任期（平成31年4月1日以後の期間に限る。）中に</u> <u>において上下水道事業管理者に任命された者に対する退職手当（当該任</u> <u>命に係る任期に係るものに限る。）は、堺市職員退職手当支給条例（昭</u> <u>和31年条例第18号）の規定にかかわらず、支給しない。</u>

<議案第16号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担任意務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任意務	委員の定数	委員の任期
堺市PFI事業検討委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第5条第1項に規定する実施方針の策定、同法第7条に規定する特定事業及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	事業ごとに 10人以内	委嘱され、又は任命された日から民間事業者が選定される日まで	堺市PFI事業検討委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第5条第1項に規定する実施方針の策定、同法第7条に規定する特定事業及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	事業ごとに 10人以内	委嘱され、又は任命された日から民間事業者が選定される日まで
堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会	旧高倉台西小学校活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで	堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会	旧泉北すえむら資料館の活用及び大蓮公園の管理運営に関する事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会	旧泉北すえむら資料館の活用及び大蓮公園の管理運営に関する事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで	(省略)			
(省略)							

堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会	文化観光局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	8人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで	堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会	文化観光局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	9人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで
(省略)				(省略)			
堺市公共事業評価監視委員会	本市が再評価及び事後評価を実施する公共事業に係る対応方針についての審議に関する事務	8人以内	2年	堺市公共事業評価監視委員会	本市が再評価及び事後評価を実施する公共事業に係る対応方針についての審議に関する事務	8人以内	2年
堺市南海高野線連続立体交差事業鉄道構造形式検討委員会	南海高野線連続立体交差事業における鉄道構造形式についての審議に関する事務	5人以内	2年	堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会	美原区役所が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	8人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会	美原区役所が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	8人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで	(省略)			
(省略)							

< 議案第 17 号 堺市公園条例の一部を改正する条例 >

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）新旧対照表

現行		改正案	
別表第 3（第 14 条の 3 関係）		別表第 3（第 14 条の 3 関係）	
公園名	有料施設	公園名	有料施設
金岡公園	体育館 陸上競技場 野球場 テニスコート プール	金岡公園	体育館 陸上競技場 野球場 テニスコート プール
家原大池公園	体育館	家原大池公園	体育館
原池公園	体育館 スケートボードパーク	原池公園	体育館 スケートボードパーク 野球場
大浜公園	野球場 テニスコート プール 相撲場	大浜公園	野球場 テニスコート プール 相撲場
三宝公園	野球場	三宝公園	野球場
浅香山公園	野球場	浅香山公園	野球場
白鷺公園	野球場	白鷺公園	野球場
土居川公園	テニスコート		

大仙公園	日本庭園
	日本庭園和室
田園公園	泉ヶ丘プール

別表第4（第18条、第31条関係）

1～7 略

8 野球場、テニスコート及び相撲場の使用料

区分	使用料
大浜公園野球場	1面1時間 1,230円
金岡公園野球場	1面1時間 1,020円
三宝公園野球場	1面1時間 1,020円
浅香山公園野球場	1面1時間 610円
白鷺公園野球場	1面1時間 1,020円
各公園テニスコート	1面1時間 610円
大浜公園相撲場	相撲競技（職業相撲を除く。） 全日 18,510円
	集会 全日 37,020円
	その他 全日 222,170円

土居川公園	テニスコート
大仙公園	日本庭園
	日本庭園和室
田園公園	泉ヶ丘プール

別表第4（第18条、第31条関係）

1～7 略

8 野球場、テニスコート及び相撲場の使用料

区分	使用料
大浜公園野球場	1面1時間 1,230円
金岡公園野球場	1面1時間 1,020円
三宝公園野球場	1面1時間 1,020円
浅香山公園野球場	1面1時間 610円
白鷺公園野球場	1面1時間 1,020円
原池公園野球場	グラウンド 1面1時間 8,600円
	屋内練習場 1室1時間 700円
	屋内ブルペン 1室1時間 700円
	会議室 1室1時間 400円
	更衣室 1室1時間 100円
各公園テニスコート	1面1時間 610円
大浜公園相撲場	相撲競技（職業相撲を除く。） 全日 18,510円
	集会 全日 37,020円

備考

(1) 使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。

(2) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

(3) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

ア 大浜公園相撲場 基本料金（第1号の規定を適用する場合にあっては同号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。イにおいて同じ。）の2割に相当する額

イ 野球場及び各公園テニスコート 基本料金

9 略

その他

全日 222,170円

備考

(1) 原池公園野球場の休日等の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。

(2) 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金（前号に該当する場合にあっては、前号の額。第4号イにおいて同じ。）の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。

(3) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

(4) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

ア 大浜公園相撲場 基本料金（第2号の規定を適用する場合にあっては同号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。イにおいて同じ。）の2割に相当する額

イ 野球場及び各公園テニスコート 基本料金

9 略

<議案第 19 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例>

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和 55 年条例第 15 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（所得の制限） 第 2 条の 2 （略） （1）ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（毎年 1 月から 6 月までの間に新たに適用を受けることになる者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 1 2 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 （2）（略） 2～4 （略）	（所得の制限） 第 2 条の 2 （略） （1）ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（毎年 1 月から 9 月までの間に新たに適用を受けることになる者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 1 2 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 （2）（略） 2～4 （略）

<議案第20号 堺市立舳松職能訓練センター条例の一部を改正する条例>

堺市立舳松職能訓練センター条例（昭和63年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（設置） 第1条 企業への就労が困難な<u>心身障害者等</u>に対し、一定の訓練と技能養成を行うことによって、その就労・自立を推進するとともに、同和問題を始めあらゆる人権問題の速やかな解決に資するため、本市に職能訓練センター（以下「センター」という。）を設置する。 （入所対象者） 第4条 センターに入所することができる者は、<u>自力通所が可能で、かつ、働く意欲がある心身障害者等のうち、第1条の設置目的に合致する者とする。</u>	（設置） 第1条 企業への就労が困難な<u>障害者等</u>に対し、一定の訓練と技能養成を行うことによって、その就労・自立を推進するとともに、同和問題を始めあらゆる人権問題の速やかな解決に資するため、本市に職能訓練センター（以下「センター」という。）を設置する。 （入所対象者） 第4条 センターに入所することができる者は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者等であつて、本市の区域内に住所を有するものとする。</u>

<議案第 21 号 堺市保健所運営協議会条例の一部を改正する条例>

堺市保健所運営協議会条例（昭和29年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（所掌事務） 第2条 （略）	（所掌事務） 第2条 （略） <u>2 協議会は、必要があると認めるときは、前項に規定する事項について審議し、市長に意見を具申することができる。</u>

＜議案第 22 号 堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例＞

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 62 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 （経過措置） 2 大阪府病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 121 号）附則第 7 項に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であって、同項の規定の適用を受けるものの看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数については、第 3 条の規定にかかわらず、同項に定めるとおりとする。	附 則 （経過措置） 2 精神病床を有する病院（省令第 43 条の 2 に規定するものを除く。）に係る第 3 条の規定の適用については、当分の間、同条中「第 3 項各号」とあるのは、「第 3 項各号並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「平成 13 年改正省令」という。）附則第 20 条」とする。 3 平成 13 年 3 月 1 日前に医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第 7 条第 1 項の開設の許可を受けている病院の建物（同日前から存するもの（同日前において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧法第 1 条の 5 第 3 項に規定する療養型病床群に係る病床であって、平成 13 年改正省令第 8 条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 35 号）附則第 8 条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第 3 条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 5 年厚生省令第 3 号）附則第 6 条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日以後に新

3 (略)

築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第4条の規定（省令第21条第2号から第4号までの規定に係る部分に限る。）に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

4 (略)

<議案第 23 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例(平成12年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(建築基準法関係手数料) 第33条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。)又は堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。 【略】 (5) 法第6条第1項の規定に基づく確認に係る計画に<u>法第87条の2</u>の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の確認申請手数料及び法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に<u>法第87条の2</u>の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額 【略】	(建築基準法関係手数料) 第33条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。)又は堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。 【略】 (5) 法第6条第1項の規定に基づく確認に係る計画に<u>法第87条の4</u>の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の確認申請手数料及び法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に<u>法第87条の4</u>の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額 【略】

(7) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認申請手数料及び法第87条の2において準用する法第18条第3項の規定に基づく審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

【略】

(9) 法第7条第1項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査の対象となる工事に係る建築物に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額

(10) 法第87条の2において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額

【略】

(12) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数

(7) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認申請手数料及び法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定に基づく審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

【略】

(9) 法第7条第1項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査の対象となる工事に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額

(10) 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額

【略】

(12) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数

料 1件 120,000円

【略】

(23) 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可申請
手数料 1件 60,000円

(24) 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する
制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 33,000円

【略】

【新設】

【新設】

【新設】

料 1件 120,000円

【略】

(23) 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率の特
例許可申請手数料 1件 60,000円

(24) 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する
制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件 33,000円

【略】

(59) 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について
2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和
に係る認定申請手数料 1件 730,000円以内において規則で
定める額

(60) 法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項
の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途
の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料
1件 365,000円以内において規則で定める額

(61) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一
時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可
申請手数料 1件 120,000円

【新設】

(59) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく前面道路とみなす道路等の認定申請手数料 1件 27,000円

(60) 政令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 584,000円以内において規則で定める額

(61) 条例第6条第1項の規定に基づく私道(法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けたものに限る。)の変更又は廃止に係る承認申請手数料 1件 77,000円

【略】

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料)

第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

【略】

(62) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1件 160,000円

(63) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく前面道路とみなす道路等の認定申請手数料 1件 27,000円

(64) 政令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 584,000円以内において規則で定める額

(65) 条例第6条第1項の規定に基づく私道(法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けたものに限る。)の変更又は廃止に係る承認申請手数料 1件 77,000円

【略】

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料)

第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

【略】

(4) 法第6条第2項の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

【略】

(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)

第34条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

【略】

(4) 法第54条第2項の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

【略】

(4) 法第6条第2項の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

【略】

(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)

第34条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

【略】

(4) 法第54条第2項の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

【略】

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

【略】

(7) 法第30条第2項の規定に基づく申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

【略】

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

【略】

(7) 法第30条第2項の規定に基づく申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

【略】

<議案第 24 号 堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例>

堺市特別用途地区建築条例(昭和48年条例第40号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(建築の制限) 第4条 特別工業地区(第一種)の区域内においては、法第48条第13項に定めるもののほか、別表第1に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が安全上及び防火上の危険性がなく、かつ、衛生上の有害性が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 2 特別工業地区(第二種)の区域内においては、法第48条第12項に定めるもののほか、別表第1に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地区内の工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 3 特別工業地区(第四種)の区域内においては、法第48条第12項に定めるもののほか、別表第2に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が周辺の住環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 4 法第48条第15項及び第16項の規定は、前3項(ただし書に限る。)の規定により許可をする場合について準用する。	(建築の制限) 第4条 特別工業地区(第一種)の区域内においては、法第48条第13項に定めるもののほか、別表第1に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が安全上及び防火上の危険性がなく、かつ、衛生上の有害性が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 2 特別工業地区(第二種)の区域内においては、法第48条第12項に定めるもののほか、別表第1に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地区内の工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 3 特別工業地区(第四種)の区域内においては、法第48条第12項に定めるもののほか、別表第2に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が周辺の住環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 4 法第48条第15項、第16項第1号及び第17項の規定は、前3項(ただし書に限る。)の規定により許可をする場合について準用す

【略】

第5条 特別業務地区の区域内においては、法第48条第11項に定めるもののほか、別表第4に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設（道路の沿道に存する施設で、自動車修理工場、ガソリンスタンド、ドライブイン、駐車場その他の自動車関連のサービス施設、倉庫等をいう。）の維持及び利用に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 法第48条第15項及び第16項の規定は、前項ただし書の規定により許可をする場合について準用する。

【略】

る。

【略】

第5条 特別業務地区の区域内においては、法第48条第11項に定めるもののほか、別表第4に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設（道路の沿道に存する施設で、自動車修理工場、ガソリンスタンド、ドライブイン、駐車場その他の自動車関連のサービス施設、倉庫等をいう。）の維持及び利用に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 法第48条第15項、第16項第1号及び第17項の規定は、前項ただし書の規定により許可をする場合について準用する。

【略】

堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年条例第18号)新旧対照表

現行			改正後(案)		
(別表(う))			(別表(う))		
地区の区分	A地区	南地区	地区の区分	A地区	南地区
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の7。ただし、法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。	10分の5	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の7。ただし、法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。	10分の5
【略】			【略】		

堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(建築確認等に係る添付書類) 第4条 建築主は、法第6条第1項の規定による確認の申請（法第87条第1項、<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に際して、規則で定める書類を添付しなければならない。 【略】	(建築確認等に係る添付書類) 第4条 建築主は、法第6条第1項の規定による確認の申請（法第87条第1項、<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に際して、規則で定める書類を添付しなければならない。 【略】

堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年条例第39号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度) 第7条 適用区域内においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の7以下でなければならない。ただし、<u>法第53条第5項第1号</u>の規定に該当する建築物については、10分の2を加えた数値とする。 【略】	(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度) 第7条 適用区域内においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の7以下でなければならない。ただし、<u>法第53条第6項第1号</u>の規定に該当する建築物については、10分の2を加えた数値とする。 【略】

<議案第 25 号 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例>

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成20年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（手当の種類） 第2条 手当の種類は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略） <u>（3） 隔日勤務等従事手当</u> <u>（4） 夜間特殊業務手当</u> <u>（5） 国際緊急援助手当</u> <u>（6） 特殊で一時的な業務に支給する手当</u> （活動手当） 第4条 活動手当は、次に掲げる活動に従事した職員（<u>第7条に規定する</u>手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。 （1）～（4） （略） 2～5 （略） <u>（隔日勤務等従事手当）</u> 第5条 <u>隔日勤務等従事手当は、当務（正規の勤務時間が午前9時から翌日の午前9時まで</u>に割り振られた勤務をいい、毎日勤務者（月曜日から金曜日までの5日の全てに勤務時間が割り振られている者をいう。）が正規の勤務時間を勤務した後に他の職員に代わって行う宿直	（手当の種類） 第2条 手当の種類は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略） <u>（3） 夜間特殊業務手当</u> <u>（4） 国際緊急援助手当</u> <u>（5） 特殊で一時的な業務に支給する手当</u> （活動手当） 第4条 活動手当は、次に掲げる活動に従事した職員（<u>第6条に規定する</u>手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。 （1）～（4） （略） 2～5 （略）

勤務を含む。以下同じ。）に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1当務につき520円とする。

(夜間特殊業務手当)

第6条 (略)

(国際緊急援助手当)

第7条 (略)

(特殊で一時的な業務に支給する手当)

第8条 (略)

(管理職員への支給制限)

第9条 (略)

(併給禁止)

第10条 一の日における勤務が、第3条及び第7条に規定する手当の支給要件を同時に満たすときは、当該勤務を行った職員には、同条に規定する手当のみを支給するものとする。

2 (略)

(支給期日)

第11条 手当の支給期間は、月の初日から末日までの期間とし、各支給期間の手当は、翌月の給料の支給期日に支給する。ただし、第4条に規定する手当にあっては同条第1項各号に掲げる活動を開始した日の属する月の翌月の給料の支給期日に、第5条及び第6条に規定する手当にあっては第5条第1項又は第6条第1項の勤務が終了した日の

(夜間特殊業務手当)

第5条 (略)

(国際緊急援助手当)

第6条 (略)

(特殊で一時的な業務に支給する手当)

第7条 (略)

(管理職員への支給制限)

第8条 (略)

(併給禁止)

第9条 一の日における勤務が、第3条及び第6条に規定する手当の支給要件を同時に満たすときは、当該勤務を行った職員には、同条に規定する手当のみを支給するものとする。

2 (略)

(支給期日)

第10条 手当の支給期間は、月の初日から末日までの期間とし、各支給期間の手当は、翌月の給料の支給期日に支給する。ただし、第4条に規定する手当にあっては同条第1項各号に掲げる活動を開始した日の属する月の翌月の給料の支給期日に、第5条に規定する手当にあっては同条第1項の勤務が終了した日の属する月の翌月の給料の支給期

属する月の翌月の給料の支給期日に支給する。

(委任)

第12条 (略)

日に支給する。

(委任)

第11条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の第5条第1項に規定する隔日勤務等従事手当については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに終了する当務（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）について支給するものとし、施行日以後の日に終了する当務については、支給しない。

3 施行日前にこの条例による改正前の第5条の規定により支給すべき事由が生じた隔日勤務等従事手当については、なお従前の例による。

<議案第 26 号 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例>

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
種別		徴収金額	種別		徴収金額
堺市立高等学校授業料	全日制	年額 118,800 円	堺市立高等学校授業料	全日制	年額 118,800 円
	定時制	年額 32,400 円		定時制	年額 32,400 円
堺市立高等学校入学金	全日制	5,650 円	堺市立高等学校入学金	全日制	5,650 円
	定時制	2,100 円		定時制	2,100 円
堺市立高等学校入学検定料	全日制	2,200 円	堺市立高等学校入学検定料	全日制	2,200 円
	定時制	950 円		定時制	950 円
堺市立幼稚園保育料		子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 3 項第 2 号の政令で定める額を基準として、同法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額	堺市立幼稚園保育料		子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 3 項第 2 号の政令で定める額を基準として、同法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額

＜議案第 27 号 堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例＞

堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（事業） 第2条 博物館は、おおむね次に掲げる事業を行う。 （1）（略） （2）博物館資料に関する専門的、<u>技術的な調査研究を行うこと。</u> （3）～（5）（略） （観覧料） 第4条 博物館資料の<u>展示室に入場しようとする者は</u>、別表第1に定める額の範囲内において市長が定める観覧料を納付しなければならない。 （ホール等の使用の許可） 第6条 （略） 2 （略） 3 <u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、ホール等の使用を許可しない。 （1）（略） （2）<u>建物</u>、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。	（事業） 第2条 博物館は、おおむね次に掲げる事業を行う。 （1）（略） （2）博物館資料に関する専門的<u>かつ技術的な調査研究を行うこと。</u> （3）～（5）（略） （観覧料） 第4条 博物館資料の<u>展示を観覧しようとする者は</u>、別表第1に定める額の範囲内において市長が定める観覧料を納付しなければならない。 （ホール等の使用の許可） 第6条 （略） 2 （略） 3 <u>委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは</u>、ホール等の使用を許可しない。 （1）（略） （2）<u>施設</u>、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3)・(4) (略)

4 委員会は、ホール等の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 ホール等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) (略)

(2) この条例又はこれに基づく規程に違反したとき。

(3) (略)

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(3)・(4) (略)

4 委員会は、ホール等の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。

(使用期間)

第7条 ホール等を連続して使用することができる期間は、休館日を含めて5日間までと、同一曜日及び同一時間区分を指定しての使用は、2回までとする。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 ホール等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) (略)

(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。

(3) (略)

2 前項の規定による使用の許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退館によって使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、ホール等の使用を終了したとき、又は前条第1項の

(特別の設備の設置)

第10条 使用者は、ホール等の使用に当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 委員会は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第11条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、ホール等の使用を終了したとき、又は第9条第1

規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して委員会に返還しなければならない。

(使用料)

第10条 (略)

2 使用者は、別表第3に定める使用料を前納して附属設備その他器具備品等を使用することができる。

3 (略)

(観覧料等の減免)

第11条 (略)

(観覧料等の不還付)

第12条 (略)

(損害の賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により、ホール等の施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して委員会に返還しなければならない。

2 第10条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料)

第13条 (略)

2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備その他器具備品等を使用することができる。

3 (略)

(観覧料等の減免)

第14条 (略)

(観覧料等の不還付)

第15条 (略)

(保証金)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の態様又は種別に応じて、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、使用者に還付する。ただし、未納の使用料、賠償金その他があるときは、その額を保証金から控除した金額を

(入館の制限)

第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、博物館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

(入館の制限)

第17条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、博物館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(禁止行為)

第18条 何人も、博物館において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為

(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為

(3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められる行為

2 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、博物館からの退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第19条 博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は委員会の定める損害額を本市に賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第20条 委員会は、博物館の設置目的を効果的に達成するため必要が

あると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に博物館の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第21条 前条の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 使用の許可その他の博物館の運営に関する業務（第5条第1項に規定する特別利用の許可を除く。）
- （2） 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務のうち委員会が指定する業務
- （3） 博物館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上、委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第22条 委員会は、第20条の規定により指定管理者に博物館の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他教育委員会規則で定める書類を添付して委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要

件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。

(6) 管理経費の縮減が図られること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める要件
(公告)

第23条 委員会は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第25条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第24条 委員会は、博物館の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第25条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管

理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により博物館の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2. 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第26条 市長は、博物館資料の展示の観覧及びホール等の利用に係る料金（第5条第2項の特別利用料を除く。以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2. 前項の場合における利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3. 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4. 博物館を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5. 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第27条 博物館の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可等は、第6条及び第9条の規定の例により行うこと。
- (2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て指定管理者が定めること。
- (3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第28条 指定管理者は、故意又は過失により博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は委員会が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により委員会がその必要がないと認めたときは、この限り

(委任)

第15条 (略)

別表第1 (第4条関係)

(略)

別表第2 (第10条関係)

1 基本料金

区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	23,000円
		休日等	26,000円
控室	全日	800円	

備考 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日进行。

2 市外居住者（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地が本市の区域外に存するものをいう。）が使用するときは、基本料金にその10割を加算する。

3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金にその10割を加算する。

でない。

(委任)

第29条 (略)

別表第1 (第4条、第26条関係)

(略)

別表第2 (第13条、第26条関係)

1 基本料金

区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	23,000円
		休日等	26,000円
控室	全日	800円	

備考 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日进行。

2 市外居住者（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地が本市の区域外に存するものをいう。）が使用するときは、基本料金にその10割に相当する額を加算する。

3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の10割以内において市長が定める額を基本料金（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定により加算して得た額とす

- 4 許可を得て、教育委員会規則で定めた開館時間を超過して使用するときは、当該超過して使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（前2項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

別表第3（第10条関係）

附属設備等	数量	使用料	備考
映写設備	一式	1回につき 1,000 円	
放送設備	一式	〃 1,000円	
電動式椅子	一式	〃 3,000円	
舞台	一式	〃 3,000円	ピアノを含む。

る。）に加算する。

- 4 許可を得て、教育委員会規則で定めた開館時間を超過して使用するときは、当該超過して使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（前2項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

＜議案第 28 号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成 24 年条例第 19 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（布設工事監督者の資格） 第 4 条 (1)・(2) （略） (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(7) （略） (8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （水道技術管理者の資格） 第 5 条 (1) （略） (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学	（布設工事監督者の資格） 第 4 条 (1)・(2) （略） (3) 学校教育法による短期大学（<u>同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。</u>）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程にあつては、修了した後</u>）、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(7) （略） (8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （水道技術管理者の資格） 第 5 条 (1) （略） (2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学

以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程にあっては、修了者)については6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程にあっては、修了者)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

<議案第 45 号 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的） 第1条 ……<u>同施行令</u>…… （災害援護資金の限度額等） 第13条 （第1項及び第2項 略） 3 ……<u>令第7条第2項かつこ書</u>の場合は…… （新）	（目的） 第1条 ……<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令</u>…… （災害援護資金の限度額等） 第13条 （第1項及び第2項 略） 3 ……<u>令第7条第2項かつこ書</u>の場合は…… （保証人） <u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることが</u> <u>とができる。</u> 2 <u>前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条第3項の違約金を包含するものとする。</u> （利率） <u>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u> （新）
	（利率） <u>第15条 災害援護資金の利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、次のとおりとする。</u> （1）<u>前条第1項の規定により保証人を立てている場合 無利子</u> （2）<u>前号に掲げる場合以外の場合 年1パーセント</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、災害及び災害により被害を受けた市民の状況等を踏まえ、特に必要がないと認める場合にあっては、利子を付</u>

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

さないことができる。

(償還等)

第16条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(委任)

第17条 (略)

<議案第 46 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例>

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（葬祭費） 第 7 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し<u>葬祭費</u>として 50,000 円を支給する。 （精神・結核医療給付金） 第 7 条の 3 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。 （1）（略） （2）結核の医療で<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条に規定する医療又は同法第 37 条の 2 に規定する医療 2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、<u>法の規定</u>により受けることができる給付により負担される額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額その他法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。	（葬祭費） 第 7 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、<u>葬祭費</u>として 50,000 円を支給する。 （精神・結核医療給付金） 第 7 条の 3 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。 （1）（略） （2）結核の医療で、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条に規定する医療又は同法第 37 条の 2 に規定する医療 2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、<u>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）の規定</u>により受けることができる給付により負担される額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額その他法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額と

3 (略)

4 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。))附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下単に「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の基礎賦課額(第15条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) (略)

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の2の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、540,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者の前年の所得に係

する。

3 (略)

4 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下単に「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の基礎賦課額(第15条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) (略)

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の2の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、580,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者の前年の所得に係

る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条に規定する所得割の保険料率を乗じて得た額とする。

(保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数に275,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当

る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。

(保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数に280,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当

該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

附 則

(平成22年度以後の保険料の減免の特例)

- 14 当分の間、平成22年度以後の年度分の保険料の減免に係る第21条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあ

該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に510,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

附 則

(平成31年度以後の保険料の減免の特例)

- 14 当分の間、平成31年度以後の年度分の保険料の減免に係る第21条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあ

るのは、「該当する者」とする

るのは、「該当する者（被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る減額又は免除については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とする。

附 則

（平成31年度分の保険料に関する特例）

19 平成31年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の81.9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき21,357円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき26,400円」とする。

20 平成31年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

21 平成31年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46.33に相当する額を一般被保険者に係る基礎

控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31.41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.26に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

22 平成31年度分の保険料に係る第11条の9第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の45.72に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方

法の例により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の54.28に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

※元号

平成 31 年 4 月 30 日の天皇退位、翌 5 月 1 日の新天皇即位に伴い、改元が予定されているが、新元号が定まっていないため、平成 31 年 4 月後の元号についても「平成」表記で統一している。

**平成 31 年第 1 回市議会（定例会）
議 案（条例関係）新 旧 対 照 表**

平成 31 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-18-0087